

求職者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

高知県農業共済組合（以下「当組合」）は、求職活動、インターンシップや実習等への参加者を含む求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、当該求職活動において求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公平な選考と健全な求職活動を行える態勢を確保することに努めます。

また、役職員に対し求職者に対するセクシュアルハラスメント防止について周知徹底し、当該行為を行った者に対しては厳正に対処することとします。

【定義】

求職者に対するセクシュアルハラスメントとは、求職者または採用に資する活動に参加する者の求職活動等において、当該求職者に対して行われる職員による性的な言動により求職活動を阻害することを言います。

《求職者》

- ・ 求職者
- ・ 当組合の実施する採用面接、就職説明会、実習、インターンシップ等への参加者

《求職活動》

- ・ 採用面接、就職説明会、インターンシップ、実習等
- ・ S N S等オンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む

《該当する行為の例》 以下は例でありこれらに限るものではありません。

- ・ 求職者等への身体的接触
- ・ 性的な冗談やからかい
- ・ 性的な事実に関する質問
- ・ 私的な食事への執拗な誘いや連絡先の強要
- ・ 性的関係の強要等

【対応】

当組合の相談窓口はハラスメントの防止に関する規則に則り監査室に設けています。該当する行為を受けた、またはそのような事案を聞いた、相談を受けた際は、相談窓口担当者または監査室に相談ください。相談者、事実確認に協力いただいた方に対し不利益な取扱いはいたしません。対象となる行為が求職者に対するセクシュアルハラスメントと認められた場合は組織として厳正に対処します。

令和8年9月25日
高知県農業共済組合